

暮らしの i Information

町内の各種グループ・サークルの催しなどをお知らせください
※掲載希望月の前月 10 日までに総合政策課企画振興室広報広聴係へ要連絡

納税だより

（町道民税・軽自動車税のこと（窓口⑧）住民税係 ☎ 56—8003）
（税金の納付方法、納税相談（窓口⑨）納税係 ☎ 56—8002）
（固定資産税のこと（窓口⑩）資産税係 ☎ 56—8004）

【公的年金からの町道民税の特別徴収】

平成 30 年 4 月 1 日に 65 歳以上で、前年中の公的年金に対して町道民税が生じた方は、次の①または②のとおりとなります。

①昭和 27 年 4 月 3 日から昭和 28 年 4 月 2 日生まれの方

今年の 10 月から公的年金特別徴収が始まります。公的年金に係る年税額の半分を 2 回に分け、6 月と 8 月に納付書（口座振替）で納め、残った年税額は 10 月、12 月、2 月に支給される年金から徴収となります。

②昭和 27 年 4 月 2 日以前生まれの方

昨年度何らかの事情で特別徴収が中止になった方以外は、年 6 回の公的年金支給時に徴収となります。前年度の年金に係る税額の半分の額を、4 月、6 月、8 月に支給される年金から徴収となります（仮特別徴収）。10 月、12 月、2 月の年金支給時には、年税額から仮特別徴収される税額を引いた残額が徴収されます。

※公的年金から特別徴収される町道民税は、公的年金に係る税額分のみです。公的年金以外の所得に係る町道民税は、別に納付書や給与からの徴収で納めていただきます。

※本年度分の計算の結果、年税額が仮特別徴収額より少ない場合は還付金が発生します。該当する方には手続きのご連絡をさせていただいています。

※次に該当する方は対象となりません。

- ・もともと町道民税が非課税の方
- ・町道民税の額が公的年金支給額を超える方
- ・年金の年間支給額が 18 万円未満の方など

☎町税務課住民税係 ☎ 56 — 8003

募 集

非常勤・パート職員募集

児童厚生員（非常勤）若干名

■応募資格／町内在住（近隣町村在住で通勤可）で保育士資格または教員免許がある者、または児童関連事業に 2 年以上の従事経験を有する者

■任用期間／採用決定より平成 31 年 3 月 31 日（以降更新可能）

■業務内容／児童への遊びを通じた生活指導

■勤務時間／月曜は 10 時～18 時または 13 時～18 時、火～金曜は 11 時～18 時または 13 時～18 時、土曜は 8 時～14 時または 12 時～18 時

■勤務場所／放課後児童クラブ

■賃金・待遇／月額 11 万 15 万円程度

※社保、雇用保険、通勤手当有
■申込方法／履歴書に免許証の写しとハローワークからの紹介状を添えて提出

☎ 福祉医療課福祉係

☎ 23—0500

小中学校学習支援員（若干名）

■応募資格／教員免許（小・中・高）のいずれかを所持している方

■任用期間／採用決定日より平成 31 年 3 月 31 日（以降更新可能）

■業務内容／小中学校において、児童・生徒の学習支援を行います。学校行事（運動会、学芸会など）の補助、児童・生徒の指導補助

■勤務時間／8 時～15 時 30 分までの間の 5 時間程度

■勤務場所／町内小中学校

■賃金・待遇／時給 千円 ※社保、雇用保険、距離により通勤手当有

週休二日制（土日祝）※学校行事により土日勤務の場合は振替※長期休業中は勤務がないため、その期間の賃金支給無

■申込方法／履歴書に教員免許状の写しを添えて提出

☎ 教育委員会学校教育課

☎ 56—8018

スキー場リフト係・券売員

■応募資格／町内在住の 60 歳未満の方

■任用期間／12 月中旬より平成 31 年 3 月上旬

■勤務場所／旭ヶ丘スキー場

■申込方法／履歴書に必要事項を記入の上、ハローワークからの紹介状を添えて 10 月 12 日（金）までに提出

☎ 総合体育館 ☎ 22—2288

○リフト係（パート）若干名

■業務内容／リフト運行管理業務

■勤務時間／週 5 日、土日祝日勤務有

☎ 建設課住宅係 ☎ 56—8012

道営住宅入居者募集

■抽選日時／10 月 15 日（月）10 時～

■抽選会場／MMS 後志事務所（南 6 西 2 バレスワキヤマ 1001 号室）

一般世帯向け

・えぞ富士団地（南 4 東 6）

2LDK 1 戸 駐車場有料

■申込場所、期間／公民館、10 月 11 日（木）13 日（土）、9 時～18 時 ※13 日は MMS 後志事務所にて 17 時まで

■入居予定日／12 月中旬

■その他／入居に関する要件は直接問い合わせください

☎ 道営住宅指定管理者マンションマネージメントサービス

☎ 0134—34—1373

わんぱくスポーツクラブ会員

後期入会式に向けて、会員を募集しています。1 歳半～未就園児とその保護者が対象です。

■入会式／10 月 12 日（金）9 時 40 分～10 時 受付

■活動時間／10 時～11 時 30 分

■場所／世代交流センター

■会費／月 400 円、保険代（年）子ども 800 円・大人 350 円

☎ 問 wnpaku-sc@wnpaku.sakura.ne.jp

周 知

新就学児童健康診断

教育委員会では、平成 31 年度に小学校 1 年生となる児童を対象とした健康診断を次の日程で実施します。

診断項目は医師による内科・歯科検診、教育委員会職員などによる視力・聴力検査です。詳しくは、10 月中旬に各家庭へ配布する問診票が町 HP をご覧ください。

■健診日時／11 月 7 日（木）13 時～受付

■会場／保健福祉会館

☎ 教育委員会学校教育課 ☎ 56—8018

保育施設等入所申込みについて

平成 31 年度の保育施設等への入所申込についてお知らせします。

■新規・転所入所の申込受付【保育部分】／11 月 5 日～30 日（予定）

■町内の各保育施設等（平成 31 年 4 月 1 日時点での子どもの年齢）

○くっちゃん保育所ぬくぬく（0～2 歳）

○認定こども園俱知安幼稚園（0～2 歳・3～5 歳）

○認定こども園藤幼稚園（3～5 歳）

※詳細は広報や町 HP などで改めてお知らせします

☎ 福祉医療課少子高齢化対策室福祉係 ☎ 23—0500

自衛官募集説明会

■俱知安会場（自衛官候補生）

■日時／10 月 21 日（日）の 9 時、10 時、11 時から各 50 分

■場所／公民館内 2F 研修室

※この日時以外での説明を希望される場合は、別途調整も可能です
☎ 俱知安地域事務所 ☎ 23—3540
笹 山 武 市 ☎ 22—2433

特設行政・人権相談所

特設行政・人権相談所を開設します。行政相談委員らが、行政や人権に対する苦情や意見、要望などをお聞きします。※相談無料、秘密厳守

■日時／10 月 20 日（土）13 時 30 分～16 時

■場所／公民館研修室

■相談委員／

・山品 幸子（やましな ゆきこ）
☎ 22—0851

・池田 寿恵子（いけだ すえこ）
☎ 22—1722

・本間 栄（ほんま さかえ）
☎ 22—3544

また、行政評価局や法務局では常時相談を受け付けています。

・「行政苦情 110 番」
☎ 0570—090110

・「みんなの人権 110 番」
☎ 0570—003—110

☎ 居住民環境課生活安全係 ☎ 56—8005

赤十字講習会

■赤十字救急法救急員養成講習

急病・けがの手当、搬送および救護について学習します。

■日時／10 月 20 日（土）21 日（日）9 時～17 時

■受講対象／救急法基礎講習修了者

■場所／総合体育館 2 階研修室

■受講料／1700 円（当日）

■申込方法／10 月 10 日（木）までに氏名、住所、電話番号、生年月日を添えて問合せ先宛てに申し込み
☎ 日本赤十字社俱知安町区分（住民

環境課生活安全係内）

☎ 56—8005 ☎ 23—2044

野犬掃討

人や他の動物への危害防止のため、野犬掃討（放たれている犬も対象）を実施します。

■日時／10 月 1 日（月）～12 月 30 日（日）
愛犬が対象にならないよう、次のことを守りましょう。

①放し飼いや、逃げ出せる環境で犬を飼育しない

②散歩の際は必ずリードを装着する

③犬の登録、狂犬病予防注射を行い、登録鑑札票、予防注射済票を首輪につける

④犬がいなくなった時にはすぐに役場に連絡する

⑤犬が戻った時の連絡も忘れずに
☎ 居住民環境課環境対策室
☎ 56—8008

民泊セミナーを開催します

民泊の始め方や、登録方法についての説明会です。※参加料無料

■日時／10 月 26 日（金）13 時 30 分～16 時

■場所／後志総合振興局 1 階保健所

■対象／後志管内在住で民泊事業を始めた方 ※定員 30 名

■申込方法／10 月 19 日（金）までに任意の様式に①氏名②住所・連絡先③質問事項（あれば）と併せて「民泊セミナー参加希望」と記載し、FAX かメールで次に申込み

☎ 後志総合振興局観光振興係
☎ 23—1365 ☎ 22—0901

☎ shiribeshi.kankou@pref.hokkaido.lg.jp（関野・佐藤）

ママにもできるチャイルドカット

■日時／10月15日(月)15時～16時

■場所／東林寺本堂

■講師／NPO法人そらいろプロ

ジェクト京都理事 赤松隆滋氏
☎22―5221（遠谷）

里親制度について

諸事情により、家庭で暮らせない子どもを自分の家に迎え入れて養育する制度です。養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親などがあります。お子さんがいない方、子育てを終えた方、子育て中の方でも構いません。詳しくは問い合せください。

☎011-631-0301（古川）

親子スポーツクラブ バザー

子どもが遊べるスペースもあり、町内の飲食店も多数出店予定です。
■日時／10月16日(火)10時30分～12時
■場所／世代交流センター※小銭、エコバッグの協力をお願いします。
一般出店、飲食店も募集中です。

☎tyakose@yahoo.co.jp

10月は不正軽油防止強化月間

不正軽油をトラックなどの燃料用として販売または使用すると軽油引取税の脱税行為となります。また、これらの不正軽油は、排気ガス中のPM（粒子状物質）やNOx（窒素酸化物）を増加させるため、大気汚染の原因となり、自然環境に悪影響を及ぼします。

北海道では、10月を「不正軽油防

止強化月間」とし、不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わないを合い言葉に、不正軽油撲滅の取り組みを強化します。不正軽油に関する情報は次までご連絡ください。

【不正軽油110番（通話料無料）】
☎0800-8002-110

【後志総合振興局税務課】
☎23-1336（直通）

10月は年次有給休暇取得促進期間

年次有給休暇とは労働基準法で定められた労働者の権利です。6カ月間継続して雇用され、全労働日の8割以上の出勤をしていれば10日間の年次有給休暇が付与され、申し出により取得できます。（勤続年数などに応じ付与日数は異なります）

「年次有給休暇の計画的付与と制度」の導入を検討しましょう

労働基準法改正により、平成31年4月から、使用者は「10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者」に対し、「毎年5日時季を指定して有給休暇を与える」必要があります。※この5日間について、労働者が取得した年次有給休暇の日数分は時季指定の必要が無くなります

北海道最低賃金

次のとおり改定されました。

■最低賃金額／時間額835円

■効力発生年月日／平成30年10月1日
☎011-709-2311、小樽労働基準監督署 俱知安支署 ☎22-

消防署からのお知らせ

秋の火災予防運動を実施します

朝晩の冷え込む秋を迎えました。暖房器具の使用が増え、火災が発生しやすくなるこの時期、10月15日から31日までの期間、全道一斉に火災予防運動が実施されます。

火災予防運動は、全国統一標語の「忘れてない？サイフにスマホに火の確認」を合言葉に、火災による死傷者と財産の損失を未然に防ぎ、防火思想をより広く普及することを目的として実施されています。

放火を防ぐため、家の周りに燃えやすいものを置かないことや、コンロを使うときはその場を離れないなど、火の用心をお願いします。

8月末までの災害出動状況		
	平成30年	平成29年
火災	6件	10件
救急	551件	599件
救助	25件	18件
その他	84件	118件

まちの事件簿―地域安全ニュース

主な事件

▽暴行事件の発生
知人同士で殴り合う暴行事件がありました。

▽窃盗（車上ねらい）事件の発生
マンションの車庫内の駐車車両からバッグが盗まれる窃盗事件がありました。

▽器物損壊事件の発生
会社前に駐車していた車のタイヤがパンクさせられる器物損壊事件がありました。

交通安全

▽8月1日、国道5号において、右折する車両と直進する車両が衝突する事故が発生しました。

▽8月7日、国道

8月末までの町内交通事故発生状況		
	平成30年	平成29年
人身	21件	16件
物損	515件	394件
死者	0名	0名

消費者コーナー

俱知安消費者協会

消費生活展のご案内

11月2～4日に開催される町総合文化祭の展示会に併せて、今年も消費生活展を世代交流センターで開く予定です。
★リサイクルコーナーでは、リフォームやリサイクルに関する知恵を募集し、良い知恵を町民に分けてくださる方の作品を展示します。応募してくださる方は、説明書や現物を10月20日までに消費協会事務局までお届けください。詳細を打ち合わせの上、展示します。
★地産地消のコーナーも設けます。地震の後、悪質なデマや詐欺が心配されます。冷静に考えておかしいと感じたら、消費生活相談室へ連絡ください。

■消費生活相談室（公民館1階団体室）
■月・水・金曜日10時～15時 ☎23-1522

0206

無料調停相談

■日時／10月23日(火)13時30分～15時30分
■場所／岩内地方文化センター
■相談員／札幌地方・家庭裁判所岩内支部所属の民事調停委員および家事調停委員
☎0135-62-0138

じゃが太スポーツクラブ

ニセコ山系を歩く(その2)

■内容／チセヌプリ登山―神仙沼
■日時／10月13日(土)7時30分集合
※悪天候の場合は変更有

■集合場所／神仙沼レストハウス駐車場
■持ち物／飲料水、軽食、タオル、雨具、防寒具など

■参加費／500円、小学生以下300円
☎0135-62-0138

☎0135-62-0138

生産性向上特別措置法

老朽化した設備の更新による、事業者の労働生産性向上を目的としており、本町では「導入促進基本計画」について国の同意を得ています。

中小企業者が作成した「先端設備等導入計画」が町の認定を受けた場合、次の支援措置を用意しています。

・計画に基づく事業への信用保証
・一部の補助金の優先採択（審査時の加算）※詳しくは町HPで確認を
☎まちづくり新幹線課商工労働・企業誘致係 ☎56-8012

俱中吹奏楽部定期演奏会

■日時／10月14日(水)13時開場、13時30分開演

■場所／文化福祉センター大ホール
■曲目／歌劇「アルミード序曲」他

この度の地震にあたって

9月6日未明、胆振地方東部を震源とした地震が発生し、甚大な被害が生じました。被災された皆さまに対して衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早く日常が戻ることを願っております。今回、皆さま自身あるいは知人に人的・物的な被害が生じたり、事業が行き詰まった方がいるかもしれません。そのようなとき、さまざまなお金の支援制度（給付や貸付）がある他、被災によってローンの支払が困難となるような場合はそれを減免する制度もあります（被災ローン減免制度）。この制度は、災害救助法が適用された自然災害の影響を受けたことにより、債務の返済が困難となった個人が対象です。ローンを抱えた被災者の方は、まず最も多くのローンがある金融機関に申し出ること、弁護士会などを通じて無料で弁護士などの支援を受けることができます。そして、金融機関と協議しながらローン減免の計画を作成し、裁判所の特定調停の手続きを利用して債務を減免してもらうという制度です。この制度のメリットは、貯蓄のうち最大500万円と、再建を支援するための公的な支援金などを手元に残せることです。また、自己破産などと違い、いわゆるブラックリストに登録されないため、新たな借入れを行うこともできるので、生活の再建にも役立ちます。札幌弁護士会では、被災された方を対象として札幌市やむかわ町での無料相談会や電話相談を開始しており、詳しい日程などについてはホームページでも告知されています。お困りの方は専門家にご相談ください。



ようてい法律事務所
弁護士 渡邊 恵介
☎21-6228

おたんじょう
おめでとう

ごめいふくをお祈りします

9月13日（木）までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人の動き		平成30年8月末現在
人口	男	15,327人（前月比 +22）
	女	7,760人（前月比 +19）
世帯数	男女	7,567人（前月比 +3）
	世帯	8,073世帯（前月比 +6）
うち外国籍住民		629人（前月比 -6）